

2020年度

事業報告書

社会福祉法人 たけるの里

1. 基本理念

『障がいがある人もない人も、地域でいきいきと生きる』

2. 基本方針

障がいのある人たちの豊かな地域生活を支える多様な障がい福祉サービスの供給主体として、ひとりひとりの利用者の自立の促進、自己決定、意向を尊重し、総合的にサービス提供できるよう創意工夫し安心して地域生活を営むことができるよう支援していく。

3. 新型コロナウイルス感染防止対策の基本的な方針について

5月に発出した方針を基に次のとおり対策を講じての運営となった。関係者のご尽力もあり3月末現在では、感染した者、濃厚接触者も発生していない。

感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける対策を講じる。

新型コロナウイルスは、飛沫感染と接触感染で伝播すると考えられている。

飛沫感染・・・感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛ぶ病原体が含まれた 小さな水滴（飛沫）を近くにいる人が吸い込み感染すること。
飛沫が飛び散る範囲 は 2m 以内。

接触感染・・・感染源がある人と直接接触（握手等）して感染する場合と、汚染されたものを介す間接触（ドアノブ、手すり、遊具等）で感染すること。ほとんどの場合は、鼻や口、目などの粘膜から体内に侵入する。

◆感染防止に向けて

○感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けて職員が連携し取り組みを進めること。

○感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近 2 週間の勤務状態、事業所内に入入りした者等の記録を準備しておくこと。

○入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、管理者は、すみやかに市町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。また、最新情報

を収集し、職員等に情報提供すること。

○出入口に消毒液を設置し入館の際は手指消毒を徹底する。

○委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

○委託業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。

○職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等（個人差があるが、目安として 37.5 度）の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。該当する職員については、管理者等に報告し、確実な把握を行うよう努めること。ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等含むものとする。

○利用者は、毎朝ご自宅で体温を計測し、発熱等（個人差があるが、目安として 37.5 度）の症状が認められる場合には利用を控えていただくことを徹底すること。過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が 解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。

○職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、接触する可能性があると考えられる者を含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「高齢者介護施設に おける感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、対策を徹底すること。

・症状がなくても施設内で業務に従事する際にはマスクを着用すること。

○感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があること等から、以下に留意し対策を講じ業務に従事すること。

・利用者支援、職員会議、事務室、スタッフルームでの業務なども同様とする。排泄介助、食事介助、歩行介助、車いす移動介助など身体的距離を確保することは出来ないと考えられるが、マスクの着用、換気など出来る限りの対策を講じること。全ての対策を実施することが困難な状況であっても、いくつかの対策を重ねることによって感染リスクを減少させることに繋がるので工夫し実施に努めること。

・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。

- 全ての部屋で食事場面も含め定期的に換気を行う。(30分に1回5分程度行う。※熱中症対策も同時に講じることからエアコンをつけた状態での換気も可とする。)
- 飛沫感染を防止する観点から、互いに手を伸ばし手が届く範囲以上の距離を保つ等、利用者同士、職員同士の距離について配慮する。(身体的距離の確保)
- 飛沫感染を防止する観点から、生産活動、食事場面では特に対面に座っての活動を避けるよう配席を工夫する。
※避ける事が困難な場合はパーティションなどを設置するなど対策を講じる。食事場面では、マスクをはずすので飛沫感染のリスクが上がると考えられている。
- 声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。
- 清掃を徹底し、共有物(生産活動で使用する作業台、食堂のテーブル、手すり、ドアノブ、椅子、スイッチなど)については毎日、消毒を行う。パソコンや電話など複数の職員が共有するものも定期的に消毒すること。
- 職員、利用者ともに手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底すること。手洗後はエアタオルの使用はしないこと。※エアタオルの本体に溜まった水滴がウィルスと共に飛散すると考えられている。
- 送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。

○送迎時には、車中が「3つの密」となりやすいので、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所(手すり等)の消毒を行う。また、可能な限り1回の乗車人数を減らすこと。

○発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等(以下「居宅介護支援事業所等」という。)に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。

行事等の変更について

事業計画書、サービス計画書等の内容の大幅な変更となるが、前途した状況で利用者の健康維持を考慮し通所事業所については次の通りとする。なお、グループホームについても感染防止の観点から適宜変更すること。

- グループ外出、買物外食実習、遠足、一泊旅行など散歩以外の外出の取り組みは実施を中止とする。
- 外部の講師を招いての実習、教室(エアロビクス、絵画、書道)、誕生会お菓子作り、動作法を中止とする。
- 誕生会は2か月に1回の実施とし対面にならないよう配席を工夫して実施する。

- ・ふれあいフェスタは開催状況が未定であるが、あすか・たちばなとしては不参加とする。
- ・フレスポ 2020 は、開催状況が未定であるがあすか・たちばなとしては不参加とする。
- ・健康管理のため健康チェック、内科検診、健康診断、口腔ケア、歯科健診は6月以降から実施する。

クリスマス会、新年会など「3つの密」を避けるべく、これまでの形態を変えて実施出来るよう検討していく。また、他にも工夫次第で実施出来ることも検討していく。

- ◆厚生労働省の通知、ガイドラインなど参照に新型コロナウイルス感染症の正しい情報の収集につとめ適宜、対応すること。

4. 2020 年度 運営方針の経過報告

【新規事業所の開設準備、既存事業所の利用者確保】

- 基本理念の実現に向け利用者のご家族の高齢化、利用者自身の高齢化、重度化などから考えられるニーズを模索しつつ、グループホーム、ショートステイ建設にむけた準備を進める。特に人員の確保（求人方法の工夫、選考プロセスの早期決定等）に努め、必要な職員体制の構築を図る。

既存のグループホームにあっては、入居者の状態を踏まえつつ住居の統合、ショートステイとしての利用などの検討も進めながら、運営状況を改善していく。

- ⇒従来型グループホーム 男性棟（定員 10 名）・ショートステイ 男性棟（定員 3 名）、従来型グループホーム 女性棟（定員 10 名）・ショートステイ 女性棟（定員 3 名）の建設業者の競争入札を 11 月に実施し業者決定をした。2021 年 2 月より着工し 2021 年 9 月頃、開設の予定となっている。

11 月に入居説明会を開催し入居希望を募っている。職員の人員確保にあっては、ホームページの刷新、求人会社等と何度も掲載する写真、動画、紹介文の検討を重ねている。既存のグループホームにあっては、巢立ちの家野々上と藤井寺の統合で、運営状況の改善を図ることが出来た。

- 定員に満たない事業所において関係機関と連携を深め、（体験利用など依頼があった時は積極的に応じていきながら）新規利用者（入居者）の獲得を目指す。

- ⇒通所サービスについては、相談支援事業所を通じて紹介があり生活介護あすかに 1 名、新規利用者となった。支援学校からの体験なども新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から検温、手指消毒を徹底した上、少人数で実施した。

【ガバナンス体制の確立】

- 理事長・業務執行理事の会議の開催を法人本部業務執行会議と位置づけ開催する。法人運営業務、事業所運営業務において実質的な業務管理体制の整備、コンプライアンス体制（具体的には複数で確認しチェック機能を働かせる仕組み）の構築を進める。
- 本部と事業所運営における職務の責任体制、指揮系統、業務分掌を整備し独断にならな

いよう業務マニュアルや規程を策定していく。

⇒法人運営、事業所運営の課題解決に本部が機能出来ていないとの厳しい意見もあり、後任の育成（引継ぎ）を含めた体制整備の話し合いを行っている。人事や臨時手当など、理事長決裁までの流れなど、本部機能や組織全体の管理体制を再構築していく必要がある。それらを定めた業務マニュアルや規程を策定していきたいが出来ていない。

●基本的な職場組織の在り方から再構築すべく、主任以上会議、正職会議、職員会議の充実及び、独断でなく職員間の話し合いにより意見をまとめるような仕組みを構築していく。

●人権意識を高めるため、引き続き倫理規程、行動規範の作成を継続していく。形骸化にしないように現場の正規職員から作成委員会を立ち上げ現場の末端、主任以上まで発信していく。

⇒正規職員以上で行動規範策定のための会議を開催出来ており、その都度活発な意見交換があり意識変革に繋がっていると思われる。

8月13日に巣立ちの家で虐待認定を受け再発防止策を羽曳野市へ提出したが、継続的に再発防止策を講じていく必要がある。

【その他】

●既存のグループホームの非常災害対策の一環として備蓄食品、備品などをさらに整備していく。

⇒後半期に避難訓練の実施とともに非常災害備品の備蓄を実施していく。

●事故防止の観点から業務マニュアルの整備を進める。主任以上の職員で検討し作成していく。

●巣立ちの家の日常生活費を管理している世話人の金銭管理業務を定期的を確認し整備する必要があり、半期ごとに会計責任者も入り金銭管理者会議を開催する。

⇒公認会計士の経営コンサルタントに助言をもらいながら、生活費と小遣いの清算や確認方法の見直しを行った。それに基づき金銭管理者会議を開催し整備を図ることが出来た。

5. 理事会・評議員会・監事監査の開催

開催（決議）日程	内容	主な議事
2020年4月20日	第76回理事会 （新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じるため定款第二六条に基づく書面の同意の意思表示を行った）	・男性棟消火栓工事、男性棟汚水工事、女性棟汚水工事の業者選定について ・男性棟撤去工事、歩道切り下げ工事、その他工事の業者選定について ・女性棟撤去工事、切土、盛土、擁壁工事の業者選定について
2020年5月19日	監事監査	・2019年度事業報告書（案）について ・2019年度決算報告書（案）について

2020年6月12日	第77回理事会 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じるため定款第二六条に基づく書面の同意の意思表示を行った)	<ul style="list-style-type: none"> • 2019年度事業報告書(案)について • 2019年度決算報告書(案)について • グループホーム・ショートステイ建設の借入(案)について • 理事長専決事項(案)について • 棠立ちの家 野々上と藤井寺の統合(案)について • 評議員会の開催日(開催方法)、議案内容(案)について • 理事長及び業務執行理事の業務内容報告について (新型コロナウイルス感染防止対策について等)
2020年6月26日	第63回評議員会 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じるため定款第十三条に基づく書面の同意の意思表示を行った)	<ul style="list-style-type: none"> • 2019年度事業報告書(案)について • 2019年度決算報告書(案)について • グループホーム・ショートステイ建設の借入(案)について • 理事長専決事項(案)について • 棠立ちの家野々上と藤井寺の統合(案)について
2020年10月17日	第78回理事会 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じるため定款第二六条に基づく書面の同意の意思表示を行った)	<ul style="list-style-type: none"> • グループホーム・ショートステイ建設計画の経過報告について • 一般競争入札の結果について • 棠立ちの家野々上と藤井寺の統合に伴う第一次補正予算(案)について • 理事長及び業務執行理事の業務内容報告について
2021年1月29日	第79回理事会 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じるため定款第二六条に基づく書面の同意の意思表示を行った)	<ul style="list-style-type: none"> • 2020年度前半期事業報告書(案)について • 2020年度中間決算報告書(案)について • 評議員選任(案)について(1名辞任に伴うもの)、評議員選任・解任委員会運営細則12条議決の省略を追加した件について • グループホーム・ショートステイ建設計画の経過報告について
2021年3月26日	第80回理事会 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じるため定款第二六条に基づく書面の同意の意思表示を行った)	<ul style="list-style-type: none"> • 2021年度事業計画書(案)について • 2021年度予算書(案)について • グループホーム・ショートステイ建設の進捗状況について • 理事長及び業務執行理事の業務内容報告について

開所日数	22	20	22	23	20	21	22	22	22	23	20	23	260
延利用数	421	388	431	443	389	410	430	415	424	446	391	453	5,041
1日平均	19.1	19.4	19.5	19.2	19.4	19.5	19.5	18.8	19.2	19.3	19.5	19.6	19.3(平均)

- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、自宅待機及び支援内容変更の利用者数は次のとおり。自宅待機は欠席扱いで支援内容の変更は利用日として換算となる。

4月 あすか：7名（うち支援内容変更届あり：5名）

たちばな：5名（うち支援内容変更届あり：4名）

5月 あすか：7名（うち支援内容変更届あり：5名）

たちばな：6名（うち支援内容変更届あり：5名）

- 8月24日付けで、生介あすか新規利用1名。
- 生介たちばな開所日数について9月29日、30日は、陵南の森の電気工事のため臨時休所となり、代わりに26日を臨時開所とした。（大阪府に相談の上、従たる事業所たちばなのみ。生介あすかは、計画通り開所とした。）

●障害支援区分別延利用者数

	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計	区分5・6割合
あすか	0	248	1,515	2,385	1,754	5,902	70.1%
たちばな	0	217	559	1,943	2,322	5,041	84.6%
合計	0	465	2,074	4,328	4,076	10,943	76.7%

- 8月24日付けで、生介あすか区分5新規利用1名。
- 2月より、たちばな利用者区分3から区分4に変更1名。
- 3月より、たちばな利用者区分5から区分6に変更1名。

●事業所における職員の職種等（2021年3月実績）※人員基準は達している。

職種	あすか		たちばな	
	員数	常勤換算数	員数	常勤換算数
管理者 兼サビ管	1	1.000	1	1.000
サービス管理責任者	1	1.000	1	1.000
生活支援員	11	7.077	10	7.637
看護職員	1	0.093	1	0.075
医師	1	0.006	1	0.006
運転手（生支援が従事する場合も含む）	2	0.792	3	1.457

※1）生活支援員と運転手は混在している。

2）常勤以外の欠勤等は常勤換算数に反映している。

●サービスの内容

（1）個別支援計画の作成

- 通常、サービス管理責任者がご家族同席での面談でアセスメント（ニーズや課題の把握）

握)を実施し、サービス等利用計画を参考に利用者、ご家族の同意のもと個別支援計画を作成するところであるが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、面談でなく電話、連絡帳等を通じ利用者、ご家族の同意のもと個別支援計画を作成しサービスを提供した。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、通所から居宅でのサービス提供に切り替えを希望された方の支援内容を策定し市(羽曳野市)へ提出をした。

(2) 介護や日常生活能力の維持・向上のための支援

- ・可能な範囲で新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、日常生活動作(歯磨き、手洗い等)の基本動作や利用者の係・当番を編成し、朝礼、終礼の進行や清掃、昼食の配膳等を体験しながら、生活に主体的に参加できるように支援した。
- ・希望制で次の実習を実施する計画であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として中止とした。

(あすか) エアロビクス・音楽教室・動作法

(たちばな) 買物外食実習・エアロ&リラク・書道教室・絵画教室・音楽教室

(3) 生産活動の機会の提供

- ・次の生産活動を実施した。

(あすか)

生産活動班名	タオル班
受注企業 納品先名	① 松井加工所 ② (株) タケシタ ③ (株) テイク
利用者	9名(男性7名、女性2名)7月末より男性1名増加
活動(作業)内容	① タオル折り・値札付けと梱包 ② 金具入れ ③ 歯形のピン入れ
単価	① タオル折り: 2~4円 ② 1シート: 6円 ③ 3.2円・4円・5.6円の3種類
生産活動班名	のり班
受注企業 納品先名	① (有) ナカイ ② (株) タケシタ ③ (株) テイク
利用者	16名(男性5名、女性11名)
活動(作業)内容	① 三色のりの袋入れ ② 金具入れ ③ 歯形のピン入れ
単価	① 三色1袋: 1円 ② 1シート: 6円

	③ 3.2円・4円・5.6円の3種類
--	--------------------

(たちばな)

生産活動班名	みどり班
受注企業 納品先名	① (有) ナカイ ② (特非) Well Life
利用者	4名(男性3名、女性1名) ※男性1名は、ボルトナット組み立て 5月より おれんじ班から男性1名異動・女性1名あお班へ異動
活動(作業)内容	① 三色のりの袋入れ・洗濯のりカバー付け・レジソ液の袋入れ ② DVD 分別
単価	① 1.0円・0.3円・0.8円 ② 1kg:5円
生産活動班名	おれんじ班
受注企業 納品先名	① 寺崎電気産業(株) ② (特非) Well Life
利用者	4名(男性2名、女性2名)・1名(男性1名) ※長期欠席 5月より あお班から男性1名異動・男性1名みどり班へ異動
活動(作業)内容	① ボルトナットの組み立て・PP碍子の組み立て ② DVD 分別
単価	① ボルトナット1個:1.73円・PP碍子1個:1.73円 ② 1kg:5円
生産活動班名	あお班・あか班・きいろ班
受注企業 納品先名	アサヒサイクル(株)
利用者	あお班:4名(男性0名、女性4名) あか班:4名(男性3名、女性1名) きいろ班:4名(男性4名、女性0名) 5月より みどり班からあ女性1名あお班へ異動・あお班から男性1名 おれんじ班へ異動 10月より きいろ班から女性2名あお班へ異動・あお班から男性2名 きいろ班へ異動
活動(作業)内容	自転車部品の組み立てと梱包
単価	全種類1個:3円 シール貼りのみ1個:2円

・利用者に支払われた月額工賃の平均額(円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
あすか	8,030	7,669	8,770	9,056	6,220	8,921	8,412	7,465	9,296	7,231	7,114	8,646	8,069
たちばな	1,818	902	1,335	1,917	1,431	2,051	1,737	1,591	1,182	1,702	1,793	1,383	1,572

(4) レクリエーションや創作的活動

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、レクリエーションや創作的活動を中止とした。（実績参照）

（５）生活相談

- ・利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身等の状況等を把握し、相談、助言等を行った。

（６）訪問支援

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策により実施していない。

（７）健康管理

- ・看護職員による健康チェックを週１回実施した。
- ・内科検診を月１回実施した。
- ・恵生会病院による訪問健康診断（８/２６）を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策で希望性の口腔ケアを４月、５月は中止とし６月以降に実施した。歯科健診（あすか ７/１０、たちばな ６/２６）を実施した。
- ・必要な利用者に新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、フェイスシールド、マスク、衛生手袋を着用し歯磨き支援を実施した。
- ・たちばなでは歯科衛生士の助言をもらい、嚥下機能の低下傾向の利用者に昼食にとろみ剤を使用し、食事の際の姿勢を見直すなど食事介助の改善を図った。
- ・食事面については仕出し弁当の量の調整や食材の刻み、外出の際の食事の内容を配慮した。
- ・運動の機会の提供として、あすかでは施設前の遊歩道を活用し、たちばなでは陵南の森敷地内を活用し散歩を実施した。
- ・あすかでの希望制の臨床動作法は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として中止とした。

（就労継続支援Ｂ型）あすか

●事業内容

- （１）就労継続支援Ｂ型サービスの提供
- （２）利用者負担額の請求・受領業務
- （３）訓練等給付費請求・受領業務

●就労継続支援Ｂ型サービス運営方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

●事業所利用状況（開所日数＝サービス提供し報酬算定をした日数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用定員	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
契約利用者数	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
開所日数	22	20	22	23	20	22	22	22	22	23	20	23	261
延利用数	186	164	194	201	178	214	216	208	200	207	176	202	2,346
1日平均	8.4	8.2	8.8	8.7	8.9	9.7	9.8	9.4	9.0	9.0	8.8	8.7	8.9(平均)

- ・上記以外（実績参照）に地域バザーに出店する計画であったが中止となった。
- ・利用定員 10 名に対し利用契約者数が 11 名であるが、基準に基づいて確認しており定員超過利用はない。

●障害程度区分別延利用者数

	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
合計	261	513	1,535	37	0

- ・3月より、区分3から区分4に変更1名。

●事業所における職員の職種等（2021年3月実績）※人員基準は達している。

職種	あすか	
	員数	常勤換算数
管理者	1	1.000
サービス管理責任者	1	1.000
職業指導員	1	1.000
生活支援員	2	1.130
看護職員	1	0.031
医師	1	0.006
運転手	2	0.792

- ※1) 職業指導員、生活支援員、運転手は混在し、かつ運転手として生活介護と兼務することもある。
- 2) 常勤以外の欠勤等は常勤換算数に反映している。

●サービスの内容

(1) 個別支援計画の作成

- ・通常、サービス管理責任者がご家族同席での面談でアセスメント（ニーズや課題の把握）を実施し、サービス等利用計画を参考に利用者、ご家族の同意のもと個別支援計画を作成するところであるが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、面談でなく電話、連絡帳等を通じ利用者、ご家族の同意のもと個別支援計画を作成しサービスを提供した。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、通所から居宅でのサービス提供に切り替えを希望された方の支援内容を策定し市（羽曳野市）へ提出をした。

(2) 身体等の介護

- ・利用者の状況に応じて適切な支援を行った。

(3) 就労に必要な知識、能力を向上するための支援

- ・日常的な言葉遣い、挨拶、マナーを習得できるよう場面（入・退室の際の挨拶など）毎に機会を提供した。
- ・タイムスケジュールに沿って活動し、作業と休憩のメリハリをつける意識向上に努めた。
- ・集中して作業に取り組めるよう、個々に応じた作業環境を設定した。
- ・個々の課題点から就労に必要な知識や技術を模索し、本人に助言を行った。

(4) 就労の機会の提供及び生産活動

- ・作業等の生産活動の機会を利用者の状況に合わせて提供する。
- ・個々に応じた労働内容を提供しつつ、個別に生産高を確認できるようにしながら協力体制も取る事ができるよう作業工程を設定した。
- ・販売活動として計画していた各種バザーは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止となった。
- ・事業所外就労訓練は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じるため、時間を短縮して実施していたが、職員の体制上継続が厳しく8月末で実施しないこととなった。
- ・道の駅等の販売促進の検討のための羽曳野市作業所・施設連絡協議会の販売促進会議は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止となった。
- ・次の就労訓練を実施した。

(ア) 事業所内就労訓練

作業事業名	洋菓子事業
受注先・納品先名	① 羽作連アンテナショップ 道の駅 たける館（しらとりの郷） ② クリンピア21内 軽食喫茶 和（なごみ） （新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、納品を見合わせている） ③ その他企業（中元・歳暮） ④ 個人客・地域バザーの出店は中止となった
配置人員	利用者：製造3名、配送4名（兼務3名） 支援員：製造1名、配送2名
業務内容	ア) 新規商品開発 イ) PB商品製造 ウ) 納品書・領収書の伝票記入訓練 エ) 請求業務（請求書記入訓練）オ) 各顧客への配送 カ) 接客・マナー訓練 担当者業務：売上×業務 配送サービス業務（2回/週）配送無料
商品単価・販売価格	ミックスクッキー：220円 ラスク：220円 マドレーヌ・チョコマドレーヌ：120円 チョコチップクッキー：120円

	かくかく・クルクルクッキー・ラングドシャ：220円 ギフトセット：1100円・ギフトセット：2200円 食パン仲介販売 @185円（八尾市 ベーカリーえいか共同販売）
作業事業名	外注作業事業
受注企業 納品先名	① 地域農家 ② （株）ナチュラルファーム ※4月で受注を一時中断 ③ （株）タケシタ ④ （株）テイク
配置人員	利用者：8名（内1名は洋菓子事務と兼務） 支援員：2名（兼務）5月から7月まで3名
業務内容	① ぶどう箱折り、パック入れ、紐づくり ② ヘアピン60本を金属棒に刺していく作業 ③ 金具入れ ④ 歯形のピン入れ
単価・販売費	① 8円・10円 ② 業務内容により変動 ③ 1シート：6円 ④ 3.2円・4円・5.6円の3種類

（イ）事業所外就労訓練 ※職員体制上、8月末より実施していない。

作業事業名	外部事業 利用者：3名（兼務）
受注企業	羽曳野市人権協議会、羽曳野市向野町会 町会個人宅・法人所有の土地
委託現場	向野公園・霊園・モータープール・町会個人宅 法人所有の土地 ※9月で終了 頻度：月2～3日 1日：2～2.5時間労働
配置人員	訓練生：3名 職業指導員：1名 計：4名
業務内容	公園：粗大ゴミの収集・プランターの除草・市有地の除草 霊園：排水溝の泥除去・空き墓地の除草 モータープール：掃き掃除・粗大ゴミ収集 町会個人宅：除草 法人所有の土地：除草 ※9月で終了
時給	清掃員給与：時給750円×実労働時間 ※町会個人宅・法人所有の土地の場合は、883円×実労働時間

・利用者に支払われた月額工賃の平均額（円）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
11,907	12,629	14,253	15,305	14,636	14,011	13,284	13,361	15,247	15,104	14,925	15,287	15,287

※7月、12月は、夏季賞与を含む

(5) 実習先企業などの紹介、求職活動及び職場定着の支援

<事業開設から、これまで就職の実績>

○(株)ニチダン 1名

(勤務場所と内容)

大阪府立呼吸器・アレルギーセンター内調理場の調理補助 週休2日のシフト勤務

8:30~15:30

○(株)サクセス 1名

(勤務場所と内容)

大阪府立大学羽曳野キャンパスの清掃業務 月曜~金曜

8:00~15:00

○(福)庄清会 1名

(勤務場所と内容)

特別養護老人ホーム アンジュで介護補助業務 週3日

10:00~17:00

○(株)JPツーウェイコンタクト 1名

(勤務場所と内容)

事務関係業務 月曜~金曜

10:00~17:00

(6) レクリエーション活動

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、レクリエーションやネイルを中止とした。(実績参照)

(7) 生活相談

- ・就労者の一般就職に関する相談を実施した。
- ・利用者本人の生活・人間関係の不安や悩みを日常的に聞き、ストレスを緩和し、問題を解決できるようアドバイスを行った。

(8) 訪問支援

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策により実施していない。

(9) 健康管理

- ・看護職員による健康チェックを週1回実施した。
- ・内科検診を月1回実施した。
- ・恵生会病院による訪問健康診断(8/26)を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策で希望性の口腔ケアを4月、5月は中止とし6月以降に実施した。歯科健診(あすか7/10、たちばな6/26)を実施した。

- 必要な利用者に新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、フェイスシールド、マスク、衛生手袋を着用し歯磨き支援を実施した。

■送迎サービス（通所サービス共通）

通所促進のため、車両、徒歩による送迎を実施した。

車両による送迎サービスは、マイクロバス、キャラバン、ステップワゴン3号、ステップワゴン2号、ステップワゴン1号、バモスの計6台で運行した。運転手に業務前にアルコールチェッカーの使用、運転免許証の携帯、健康状態の聞き取り等を実施した。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、利用者の乗降時にしばらく窓を開け換気を行い、車両の使用後には触れる箇所の消毒を実施した。

- 車両による送迎サービス利用状況（利用回数、往復＝2回）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
あすか (就B含む)	利用人数	29	29	29	29	30	30	30	30	30	30	30	30	356
	延べ利用回数	933	867	1,085	1,099	975	1,153	1,142	1,114	1,090	1,138	1,017	1,171	12,784
たちばな	利用人数	19	19	18	19	19	19	19	19	19	19	19	19	227
	延べ利用回数	635	618	717	725	639	707	731	711	725	770	655	780	8,413

居住サービス部

(共同生活援助)

巣立ちの家（島泉）・はびきの・さくら・藤井寺・なのはな

●事業内容

- (1) 共同生活援助サービスの提供
- (2) 利用者負担額の請求・受領業務
- (3) 介護給付費請求・受領業務

●基本方針

1. 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域との結び付きを重視し、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努め、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う。
2. 利用者が過ごしやすい、「ほっ」とする場を提供する。

●事業所（全体）における職員の職種等（2021年3月実績）※人員基準は達している。

	員数	常勤換算数
管理者	1	1.000
サービス管理責任者	1	0.988
世話人	16	7.617
生活支援員（夜間支援員除く）	17	4.587

- ・島泉、さくらは夜間支援体制Ⅰとなっている。
- ・島泉では、重度の入居者の食事、入浴対応のため16時～21時の時間帯を2名体制としている。
- ・6月1日より、巣立ちの家なのはな 夜間支援体制加算Ⅰ・Ⅲの併用に変更するなど段階的に夜勤者の配置を変更し安全対策の強化を図った。
- ・9月29日に野々上の入居者2名が藤井寺に引っ越しを行い、現藤井寺入居者1名とともに3名での生活が始まった。9月30日で野々上が閉所となった。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
巣立ちの家（島泉）	利用定員	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
	契約利用者数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
	開所日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
	延利用者数	区分2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		区分3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		区分4	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
区分5		60	62	60	62	62	60	62	60	62	62	56	62	730	
区分6	60	62	60	60	62	60	62	60	62	62	56	62	728		
はびきの	利用定員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	契約利用者数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	開所日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
	延利用者数	区分2	26	27	25	26	26	26	27	26	26	25	24	26	310
		区分3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		区分4	60	62	60	62	60	60	62	60	61	60	56	62	725
区分5		30	31	30	31	30	30	31	30	31	30	28	31	363	
わんぱく	利用定員	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	契約利用者数	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3		
	開所日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
	延利用者数	区分3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		区分4	30	31	30	31	8	0	0	0	0	0	0	0	130
		区分5	60	62	60	62	62	60	62	60	62	62	56	62	730
区分6		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
々	利用定員	2	2	2	2	2	2								

	契約利用者数	2	2	2	2	2	2								
	開所日数	30	31	30	31	31	30							181	
	延利用者数	区分2	30	31	30	31	31	30							183
		区分3	30	30	26	29	29	26							168
区分4		0	0	0	0	0	0							0	
藤井寺	利用定員	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3		
	契約利用者数	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3		
	開所日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
	延利用者数	区分2	0	0	0	0	0	0	31	30	31	31	28	31	182
		区分3	0	0	0	0	0	0	27	30	27	28	26	28	166
区分4		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
なのはな	利用定員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	契約利用者数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	開所日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
	延利用者数	区分3	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	0	332
		区分4	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	62	396
区分6		30	29	28	29	29	28	29	28	29	31	28	31	349	

- ・8月8日付で1名退所の為、さくら契約利用者数が4名から3名に変更となった。
- ・10月より野々上と藤井寺を統合、藤井寺の定員を3名に変更、野々上は撤退した。
- ・3月より、なのはな利用者区分3から区分4に変更1名。

●サービスの内容

(1) 個別支援計画の作成

- ・面談でアセスメント（ニーズや課題の把握）を行い、サービス管理責任者が利用者ご家族の同意のもと個別支援計画を作成しサービスを提供した。
新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、ご家族は、面談でなく電話等を通じ利用者、ご家族の同意のもと個別支援計画を作成しサービスを提供した。

(2) 生活相談

- ・利用者及びそのご家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、相談、助言、援助を行った。

(3) 日常生活支援

- ・入居者の日常生活の課題にあわせて支援を行った。

(4) 余暇活動

- ・次の表の通り余暇活動等の行事を実施した。

	巣立ちの家(島泉)	はびきの	さくら	野々上	藤井寺	なのはな
4月		25日(土)				

		はびきの食事会				
5月			23日(土) さくらDEピクニック			
6月						
7月						
8月	13日(木) 島泉・さくら 合同誕生会&食事会		13日(木) 島泉・さくら 合同誕生会&食事会			
9月					12日(土) 誕生会食事会	
10月						25日(日) 誕生会&食事会
11月						
12月	30日(水) 島泉・さくら 合同忘年会	20日(日) ジョイントクリスマス会	30日(水) 島泉・さくら 合同忘年会		20日(日) ジョイントクリスマス会	20日(日) ジョイントクリスマス会
1月		17日(日) はびきの食事会				
2月	13日(土) 誕生会食事会					21日(日) 誕生会
3月		21日(日) はびきの誕生会外出	1日(日) ひなまつり会			

- ・ 随時、ガイドヘルパー制度を活用し個別での外出も実施した。

(5) 自立に向けての支援

- ・ 入居者の個々の生活状況にあわせて支援を行った。

(6) 入居者の健康管理

- ・入居者の健康維持のため通院支援、服薬管理、食事の際はとろみ剤の使用ややわらか弁当、ペースト食の利用など必要な配慮を行った。
- ・入居者の高齢化に伴う疾病や機能低下の対策として、個人契約となるが、訪問診療、訪問看護の利用と必要に応じてPT（訪問リハビリ）や薬剤師の訪問などの調整を行った。

7. サービス向上（苦情処理・相談・事故防止・虐待防止）について

- ・主任（担当者）がリスクマネージャーとして事故、ヒヤリハットの案件を管理者のもと主任以上会議、職員会議で検証し事故防止対策を講じた。必要な場合、行政に報告をした。
- ・第三者委員会は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として開催は中止とした。

(苦情処理体制)

通所サービス	生介あすか	生介たちばな	就Bあすか
苦情受付担当者	高橋 亘	西井 寛	高橋 亘
苦情解決責任者	西井 寛	西井 寛	西井 寛

居住サービス	棠立ちの家(島泉)	はびきの	さくら	野々上	藤井寺	なのはな
苦情受付担当者	阪上 敏子	阪上 敏子	阪上 敏子	阪上 敏子	阪上 敏子	阪上 敏子
苦情解決責任者	堀内 克弥	堀内 克弥	堀内 克弥	堀内 克弥	堀内 克弥	堀内 克弥

(苦情・相談の概要)

- ・8月に後援会より口頭で、送迎運転手にマスク着用をしていない職員がいるとの伝言があり、確認すると、当該職員は皮膚が弱く直ぐに肌荒れや、耳から裂傷がおこることが判明し、マウスガードをひもで耳に掛けるのではなく後頭部までまわして止めるとの対応で理解を得た。

(事故防止体制)

通所サービス	生介あすか	生介たちばな	就Bあすか
リスクマネージャー	高橋 亘	堀内 克弥	佐野 益正

居住サービス	棠立ちの家(島泉)	はびきの	さくら	野々上	藤井寺	なのはな
リスクマネージャー	堀内 克弥	高橋 亘	阪上 敏子	阪上 敏子	堀内 克弥	阪上 敏子

(事故・ヒヤリハットの概要)

- ・生介あすか 4月10日(金) 事故 利用者が散歩中見当たらなくなる。その後利用者が1人で施設外に出た。
- ・棠立ちの家島泉 5月4日(月) ヒヤリハット 就寝時間に職員がシーツを拾うため臥床

・生介あすか	5月11日(月)	事故	状態の利用者をまたぎ転倒したため、利用者の左眼付近に接触した。
・就Bあすか	6月8日(月)	ヒヤリハット	利用者が他利用者のハンカチを破損した。
・生介あすか	6月15日(月)	事故	利用者が他利用者の首すじに近づきすぎたため、職員が腕を差し込み止めると腕を軽く噛まれた。
・就Bあすか	6月26日(金)	事故	利用者が職員を叩こうとして止められた後、靴を投げ他利用者数名の腕を掴んだ。
・生介あすか	7月8日(水)	事故	利用者が他利用者に注意され背中を叩く。移動後なだめた別の利用者の腕を掴む。
・生介あすか	9月3日(木)	事故	利用者が他利用者に腕を掴まれ手をひっかかれた。
・生介あすか	9月3日(木)	事故	職員が数秒離れた間に利用者がトイレのペーパーホルダーを破壊した。
・生介あすか	9月3日(木)	事故	利用者が他利用者の着ていた服を破損した。
・生介あすか	10月20日(火)	事故	送迎時職員が運転する車が、大型トラックとすれ違い時にドアミラー接触をした。
・生介あすか	11月4日(水)	事故	利用者が送迎車降車時にバランスを崩し、膝をついた際に右足首を痛めた。
・生介たちばな	1月20日(水)	事故	利用者が興奮状態で初詣に出掛け、帰所後、職員の顔を叩く、腕を噛む行為があった。
・巣立ちの家さくら	1月29日(金)	事故	利用者が就寝中の他利用者部屋に入り、左太腿を手で2回叩き、その後左目付近を握り拳で叩いた。
・巣立ちの家	2月3日(水)	事故	職員が車で買い物に出かけ、バックでの駐車時に駐車中の車に接触をした。
・巣立ちの家島泉	2月6日(土)	事故	利用者が脱衣行為の際、介助職員の眼鏡に接触し眼鏡が床へ落ちる。その後利用者が立ち上がった際に眼鏡を踏み、破損した。
・巣立ちの家さくら	3月17日(水)	ヒヤリハット	朝食後の服薬時、職員が立ち会っておらず、薬杯に薬が残っていたことに気づかず処分した。
・就Bあすか	3月26日(金)	事故	利用者が他利用者の太腿を蹴った。

(虐待防止に関する責任者)

通所サービス	居住サービス
西井 寛	堀内 克弥

(虐待の概要)

- ・ 棠立ちの家島泉 7月9日(木) 利用者に対する暴言など不適切支援事案が発生し、市へ通報し調査の結果、8月13日付け「障害者に対する著しい暴言」に該当し虐待と認定を受ける。
9月2日、羽曳野市へ再発防止策を提出した。

【再発防止策の概要】

個別支援計画、重度支援計画の見直し不穏時の対応、場面ごとの対応をマニュアル化する。人権研修、強度行動障害支援者養成研修の内容も盛り込んだ研修の実施。出席できない職員に対し会議録、研修資料の回覧、リモート研修を検討する。支援が困難なケースの悩み、抱え込みがないよう聞き取り支援員間で共有する。
グループホームに携る人員の増員を図り、管理者が管理業務をサービス管理責任者が支援現場に行く(巡回)の時間の確保も含め体制整備を進める。法人内連携強化のため縦割り配置から兼務する体制配置への変換を進める。

8. 非常災害対策

各事業所で定めた消防(防災)計画に則り、下記のとおり管理者・責任者等を定めて火災・震災・その他の災害時の人命の安全ならびに災害防止を図る。また、避難訓練を実施し、災害予防の意識を高めた。また各グループホームでは非常時持ち出し品を整備した。

あすか、たちばなにAEDを設置している。

(防火管理者、火元責任者の体制)

通所サービス	あすか	たちばな
火元責任者	高橋 亘	西井 寛
防火管理者	西井 寛	西井 寛

居住サービス	棠立ちの家(島泉)	はびきの	さくら	野々上	藤井寺	なのはな
火元責任者	今西三千代	吉井 厚子	川 順子 / 吉井理子	大畑八重子	村上ゆかり	中川 節子
防火管理者	阪上 敏子	阪上 敏子	阪上 敏子			
防火責任者				阪上 敏子	阪上 敏子	阪上 敏子

・ 避難訓練実施状況

5月20日(水) たちばな

地震・火災を想定し自主訓練

5月27日(水)	あすか	火災を想定し自主訓練
10月24日(土)	巣立ちの家さくら	地震・火災を想定し自主訓練
10月25日(日)	巣立ちの家なのはな	地震・火災を想定し自主訓練
11月25日(水)	あすか	火災を想定し自主訓練
11月 7日(土)	巣立ちの家島泉	地震・火災を想定し自主訓練
12月 5日(土)	巣立ちの家はびきの	地震・火災を想定し自主訓練
2月27日(土)	巣立ちの家藤井寺	火災を想定し自主訓練
2月28日(日)	巣立ちの家なのはな	火災を想定し自主訓練
3月20日(土)	巣立ちの家島泉	火災を想定し自主訓練
3月21日(日)	巣立ちの家はびきの	火災を想定し自主訓練
3月31日(水)	たちばな	火災を想定し自主訓練

・消防設備点検実施状況（機器点検・総合点検）

5月18日(月)	あすか・たちばな・巣立ちの家島泉・はびきの・さくら・野々上・藤井寺・なのはな
12月 8日(火)	あすか・たちばな・巣立ちの家島泉・はびきの・さくら・藤井寺・なのはな

・スプリンクラー点検状況

4月 2日(水)	巣立ちの家島泉・さくら
10月 1日(木)	巣立ちの家島泉・さくら

9. 地域交流への取り組み

- ・例年6月に実施される高鷲南中学校特別支援学級生徒との交流は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止となった。
- ・例年6月に実施される地域の中学校労働体験は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止となった。
- ・支援学校高等部の体験実習の受け入れを行った。
生介たちばな 8月28日(金) 西浦支援学校 1名
- ・巣立ちの家では自治会行事(除草作業、会議など)の参加に努めた。
- ・羽曳野市や市社会福祉協議会の主催会議などは中止となったり、参加を控えた。
- ・ボランティアの受け入れは新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため行っていない。

10. 職員健康管理

- ・8月26日(水) 恵生会病院の訪問による健康診断を実施した。
- ・8月～9月、巣立ちの家夜勤者の健康診断を実施した。※夜勤者は年2回健診が必要

11. 職員研修等

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策で研修の中止が相次いだ。中には、リモートの研修もあった。

(1) 外部研修等の受講状況

事業所	実施日	研修内容
巣立ちの家	9月2日(水)	感染症・食中毒予防対策講習会
巣立ちの家	9月28日(月)	強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)
巣立ちの家	11月19日(木)	感染症・食中毒予防対策講習会
生介たちばな	12月16日(水)	令和2年度大阪府サービス管理責任者等<更新>研修
あすか	12月17日(木)	令和2年度大阪府サービス管理責任者等<更新>研修
巣立ちの家	2月10日(水)	令和2年度大阪府サービス管理責任者等<更新>研修

(2) 内部研修の実施状況

事業所	実施日	研修内容
生介あすか	6月4日(木)	感染症・食中毒予防対策
巣立ちの家さくら	6月9日(火)	感染症・食中毒予防対策
就Bあすか	6月11日(木)	感染症・食中毒予防対策
生介たちばな	6月11日(木)	感染症・食中毒予防対策
巣立ちの家なのはな	6月12日(金)	感染症・食中毒予防対策
巣立ちの家野々上	6月17日(水)	感染症・食中毒予防対策
巣立ちの家はびきの	6月22日(月)	感染症・食中毒予防対策
巣立ちの家藤井寺	6月24日(水)	感染症・食中毒予防対策
巣立ちの家島泉	6月30日(火)	感染症・食中毒予防対策
あすか (生活介護・就労継続支援B型合同)	7月18日(土)	自閉症について・事例検討会
生介たちばな	7月18日(土)	新型コロナウイルス感染拡大対策 自閉症 DVD 観賞
巣立ちの家	7月29日(水)	巣立ちの家における誤嚥予防について ～事故から学ぶこと 入居者の食事形態と姿勢等の改善～
巣立ちの家島泉	8月25日(火)	虐待防止
巣立ちの家藤井寺	8月28日(金)	虐待防止
巣立ちの家さくら	9月8日(火)	虐待防止
巣立ちの家はびきの	9月24日(木)	虐待防止
生介たちばな・巣立ちの家	10月17日(土)	人権擁護・虐待
あすか (生活介護・就労継続支援B型合同)	10月24日(土)	人権擁護・虐待
巣立ちの家なのはな	10月16日(金)	虐待防止

生介あすか	11月 5日 (木)	感染症予防対策
就B あすか	11月12日 (木)	感染症予防対策
生介たちばな	11月19日 (木)	感染症予防対策
あすか (生活介護・就労継続支援B型合同)	3月13日 (土)	食支援(嚥下)と歯磨きの大切さを知る。
生介たちばな	3月27日 (土)	食支援(嚥下)と歯磨きの大切さを知る。

(3) 研修ではないが、指定事業者・施設集団指導が新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る観点から、Web形式となった。掲載されている資料を確認し10月6日(金)にアンケートの回答を送信した。大阪府社会福祉法人監査説明会の開催は中止となった。